

介護福祉士修学資金等貸付運営要領

介護福祉士修学資金等（以下「修学資金等」という。）の貸付けについては、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、次に定めるものとする。

（養成施設等）

第1条 規程第2条に定める「介護福祉士等を養成する県内の学校、養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定、第40条第2項第5号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）をいう。

（介護福祉士修学資金）

第2条 介護福祉士修学資金の貸付対象者、貸付期間、貸付額は次のとおりとする。

（1）貸付対象者は次の要件を満たすものとする。なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付けを受けることはできない。

規程第2条第2項第1号の「介護福祉士修学資金」の貸付対象者は原則として県内の介護福祉士養成施設に在学する者で県内に住所を有する者であり、かつ卒業後に千葉県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、千葉県において貸付けを受け、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において従事する場合は、千葉県及び被災県の区域とする。）で返還免除対象業務に従事しようとする者

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付けが必要と認められる者

（ア）学業成績が優秀と認められる者

（イ）卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

イ 貸付対象者の選定にあたっては介護福祉士養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこととする。

（2）貸付期間は、貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している養成施設等の正規の修業期間を修了するまで、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が本人に貸し付けるものとする。ただし、病気による休学、留年等特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（3）介護福祉士修学資金の貸付額は、月額50,000円以内とする。

ただし、次のア～エに定める額を加算できるものとする。

- ア 入学準備金 初回の貸付時に 200,000 円以内
- イ 就職準備金 最終回の貸付時に 200,000 円以内
- ウ 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000 円以内で上限は 2 か年
- エ 生活費加算 規程の別表に定める一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度内において同額でなければならないものとする。）
なお、ウの国家試験受験対策費用及びエの生活費加算の貸付対象者はそれぞれ、次に定める者に限る。

(ア) 国家試験受験対策費用について

平成 29 年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者を対象とし、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書の購入費用等に充当するものであることとする。

(イ) 生活費加算の取扱いについて

貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準じる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者とするが、「これに準じる経済状況」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、以下のいずれかの措置を受けているものとする。

生活費加算の対象者の選定に当たっては、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書等の確認書類により家庭の経済状況を確認するとともに、貸付けの実施による自立支援の効果に関し、福祉事務所長の意見を聴くものとする。

- 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(介護福祉士実務者研修受講資金)

第 3 条 介護福祉士実務者研修受講資金の貸付対象者、貸付期間、貸付額は次のとおりとする。

- (1) 貸付対象者は原則として県内の実務者研修施設に在学し、県内に住所を有する者とする。
- (2) 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- (3) 貸付額は 200,000 円以内とする。

(介護人材再就職準備金)

第4条 介護人材再就職準備金の貸付対象者、貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付対象者は千葉県に住民登録している者又は千葉県に所在する事業所又は施設に介護職員等として就労した者であって、規程第3条第6項に定める基準を満たすものとする。

(2) 貸付額は400,000円以内とする。

ただし、貸付額は再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、規程第3条第6項第4号の再就職準備金利用計画書により用途を確認した上で貸し付けすることとする。

ア 子どもの預け先を探す際の活動費

イ 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加費又は参考図書等の購入費

ウ 介護職員等として働く際に必要な靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる靴等の被服費

エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要な費用

オ 通勤用の自転車又はバイクの購入費

カ その他、県社協会長が再就職する際に必要な経費として適当と認める経費

(社会福祉士修学資金)

第5条 社会福祉士修学資金について第2条を準用する。

ただし、同条第3号ウについては対象としない。

(貸付方法及び利子)

第6条 貸付方法及び利子は次のとおりとする。

(1) 本事業における貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

(2) 利子は無利子とする。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第8条 貸付決定の取消しについては次のとおりとする。

(1) 修学資金等の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)に次のアからエのいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、県社協は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金等の貸付けを行わないものとする。

ア 死亡したとき

イ 退学したとき

ウ 修学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき

エ その他修学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき

- (2) 借受人が休学し、又は停学の処分を受け、あるいは一月以上引き続いて欠席したときは、県社協は、これらの事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないことができる。
- (3) 借受人が正当な理由がなく、県社協が定めた規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、県社協は、修学資金等の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第9条 借受人は、各号の1に該当する事由が生じたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から県社協が別に定める期間（前条第2号の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。）に相当する期間（第12条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予期間を合算した期間とする。）内に県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。

ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付の決定が取り消されたとき
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に法第28条又は第42条第1項の規定による介護福祉士等の登録（以下「登録」という。）を受けなかったとき
- (3) 養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士及び社会福祉士の業務に従事しなかったとき

ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、「養成施設等を卒業した日」を「養成施設等の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」と読み替えることができる。

- (4) 返還の債務の免除を受ける前に、介護福祉士等の業務外の事由により死亡し、又は県内において介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき

(延滞利子)

第10条 借受人が、正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の数に応じ、返還すべき額につき年5.0%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(返還債務の当然免除)

第11条 借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、介護福祉士修学資金の返還の債務を免除するものとする。

1 介護福祉士修学資金貸付事業

次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき

- (1) 介護福祉士養成施設等を卒業した後1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内(国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、千葉県において貸付けを受け、東日本大震災における被災県(岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。)において従事する場合は、千葉県及び被災県の区域とする。)において昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別表1に定める職種若しくは別表2に定める職種又は当該施設の長の業務(以下「返還免除対象業務」という。)に従事し、かつ介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者(養成施設等の入学時において、45歳以上の者で離職した日から2年以内のものをいう。)が当該業務に従事した場合にあっては、3年間)従事したとき

なお、法人内の人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、千葉県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他のやむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は返還免除対象期間には算入しないものとするが、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。ただし、次号に掲げる事由がなくて、養成施設等を卒業した日から1年以内に、登録を受けず、かつ、県内において当該業務に従事しなかった期間を除く。

- (2) 介護福祉士等の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務を継続することができなくなったとき

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき

- (1) 実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱いは本条第1項と同様にする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

3 介護人材再就職準備金貸付事業

次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき

(1) 介護人材再就職準備金の貸付けを受け、千葉県内の施設・事業所で引き続き2年間介護等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱いは本条第1項と同様にする。

(2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

4 社会福祉士修学資金貸付事業

本条第1項を準用する。

(返還債務の裁量免除)

第12条 借受人に次の各号の1に該当する事由が生じたときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 前条第1項第1号及び第2項第1号に該当する場合を除くほか、養成施設等を卒業した日から1年以内に(次条第3号の規定により介護福祉士修学資金等の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後直ちに)、登録を受け、かつ県内において引き続き介護福祉士等の業務に従事したとき。

(2) 前条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、または災害、疾病その他やむを得ない事由により、**貸付額**の返還ができなくなったとき。

(3) 県内において本事業による貸付を受けた期間(介護福祉士実務者研修受講資金及び介護人材再就職準備金については1年)以上、返還免除対象業務(介護福祉士実務者研修受講資金及び介護人材再就職準備金については介護職員等の業務)に従事したとき。

(返還の猶予)

第13条 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還を猶予することができる。

- (1) 修学資金等の貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該貸付けの決定に係る養成施設等に在学しているとき
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に（次号の規定により修学資金等の返還の猶予を受けるときは、同号に掲げる事由の消滅した後直ちに）、登録を受け、かつ、県内において介護福祉士等の業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

(業務の範囲)

第14条 社会福祉士及び介護福祉士の業務とは、法（昭和62年法律第30号）第2条に規定する業務をいう。

(1) 社会福祉士の業務

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務であり、勤務する主な施設等は別表1のとおりである。

(2) 介護福祉士の業務

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務であり、勤務する主な施設等は別表2のとおりである。

(申請・届出等の書式)

第15条 この運営要領における手続きにおいて必要な様式は、次のとおりとする。

別表1 社会福祉士（相談援助の業務）

別表2 介護福祉士（介護の業務）

別表3 申請・届出等の書式

(帳簿書類)

第16条 県社協会長は、資金の取扱いに当たっては、事務分掌を明確に定め、次の帳簿書類を備え付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付台帳
- (2) 介護福祉士修学資金等貸付者管理票
- (3) 特別会計元帳
- (4) 収入伺・支出伺
- (5) 預金通帳
- (6) 貸付決定（不承認）通知書の写
- (7) 償還金支払免除承認（不承認）通知書の写

(8) 財務諸表

(9) その他県社協会長が必要と認める帳簿書類

(経理の区分)

第17条 県社協会長は、資金の貸付業務を行うに当たっては、公益事業会計におけるサービス区分を設け、明確に経理しなければならない。

(会計年度)

第18条 資金の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び決算)

第19条 県社協会長は、毎会計年度当初に、貸付事業計画に要する費用に関する収支予算書を作成し、知事の承認を得なければならない。

2 県社協会長は、毎会計年度終了後、2か月以内に決算を終了しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第20条 介護福祉士修学資金等貸付事業の資金は本貸付けの目的外に使用してはならない。

附 則

1 この運営要領は、平成28年5月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金運営要領（平成21年4月1日施行）については、この要領の施行に伴い廃止する。

3 前項により決定された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

この運営要領は、平成28年12月20日から適用する。

附 則

この運営要領は、平成29年3月28日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この運営要領は、平成30年2月28日に一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

この運営要領は、平成31年3月29日に一部改正し、平成31年4月1日から適用する。